

## 当院診療に関連する施設基準の掲載

(2025年6月より、院内掲示に合わせて当院のホームページへの掲載も義務化されることになり、以下、通常の外来診療料以外に以下のような幾つかの加算がされますことご了承ください。)

### ✓医療情報取得加算：

・当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者様の受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して、より適切な医療を提供できるように取り組んでいる医療機関です。

### ✓医療DX推進体制整備加算

- ・当院はオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、診療を実施しています。
- ・マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。

### とっても簡単! マイナンバーカード

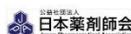
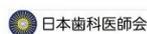
- 1 受付**  
マイナンバーカードをカードリーダーに置いてください。  

- 2 本人確認**  
顔認証または4桁の暗証番号を入力してください。  
顔認証  or   
暗証番号
- 3 同意の確認**  
診察室等での診療・服薬・健診情報の利用について確認してください。  

過去の情報を 利用いたします	(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします
過去の予後以外の診療・服薬情報 を治療に活用することに同意し ますか。 この情報はあなたの診療や健康を 助けるために活用します。	過去の健康情報(情報)に同意す ることに同意しますか。 この情報はあなたの診療や健康を 助けるために活用します。
<input type="button" value="同意しない"/> <input type="button" value="同意する"/>	<input type="button" value="同意しない・40歳未満"/> <input type="button" value="同意する"/>

※高齢者費用制度もご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。
- 4 受付完了**  
お呼びするまでお待ちください。  
  
**カードを忘れずに!**

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。



✓明細書発行体制等加算

・当院では、算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様に無料で交付しております。

✓地域包括診療加算

- ・当院は健康相談や予防接種に係る相談
- ・患者様に係るケアマネジャーや相談支援専門員からの相談
- ・患者様の状態に応じ、28日以上長期の処方またはリフィル処方せんの発行などの対応を行っております。お気軽にご相談ください。

### 長期処方・リフィル処方せんについて 当院からのお知らせ

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ **28日以上長期の処方を行うこと**
- ・ **リフィル処方せんを発行すること**

のいずれの対応も可能です。

※ なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します。



#### リフィル処方せんとは？

症状が安定している患者に対して、医師の処方により医師及び薬剤師の適切な連携の下で、一定期間内に、最大3回まで反復利用できる処方せんです。



同一保険薬局で継続して調剤を受けることが出来ない場合は、前回調剤された薬局にもご相談ください

#### リフィル処方せんの留意点

- 医師が患者の病状等を踏まえ、個別に投与期間を判断します。(最大3回まで)
- 投薬量に限度が定められている医薬品及び貼付剤(一部を除く)は、リフィル処方できません。
- 薬剤師から、体調や服薬状況の確認のため、同一の保険薬局で調剤を受けることを勧める説明をすることがあります。
- 薬剤師から、次回の調剤予定の確認、予定される時期に患者が来局しない場合は、電話等により状況を確認することがあります。また、患者が他の薬局において調剤を受ける場合は、当該薬局に調剤の状況とともに必要な情報をあらかじめ提供することがあります。
- 患者の体調変化を考慮し、リフィル処方せんの有効期間内であっても、薬剤師は、調剤を行わず患者に受診を勧め、処方医へ情報提供する場合があります。

✓ 一般名処方加算

・現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また、令和6年10月より、後発品のある先発品を患者さまのご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する成語が導入されています(医療上の必要性がある場合等は除く)

・当院では、薬局で患者さまへスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。

・一般名処方とは、商品名ではなく有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば、薬局様にて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。尚、医薬品によっては一般名処方できない場合もありますこと。あらかじめご了承ください。

- ・ご不明な点等がございましたら、医師までご相談ください。

ながせき頭痛クリニック 院長